

執行部から分会のとりくみをすすめるための情報をお届けします。分会活動に役立ててください。

■ 年度初めの校長交渉にとりくみましょう

「春の職場要求書」のひな形をお渡ししています。分会独自の要求があれば付け足して、校長交渉をしましょう。交渉の様子を掲示板で報告するなど、職場に分会をアピールしてはいかがでしょうか。

4月16日(土)の分会代表者会議(10:00-12:00)にて状況交流を行います。出席される方は交渉の様子を報告してください。

■ 分会代表者会議、役員補欠選挙

①内示以降の人事の動きを反映した最新の情報を書記局までお届けください。4月16日(土)の分会代表者会議でまとめます。電子メールやFAX等をお願いします。

②役員補欠選挙の公示が発出されています。4月8日(金)18:00が立候補締め切り、4月22日(金)18:00が投票締め切りという日程です。新規加入された方にも投票権があります。

■ 分会体制の確立を、そして組合員を、京教済加入者を増やしましょう

①分会長、分会書記長を決めましょう。ほかにも、会計担当、全教職員向けの市高ニュース配布担当、組合員向けの市高教組情報・新聞全教・京都教育・分会ニュースなどを配布する係、京教済担当などを分担することも検討してみましょう。

②異動してきた組合員を歓迎し、分会の様子をお知らせしましょう。新しい職場では、思わぬところで困っていることがあるかもしれません。気楽に問い合わせできるように、声をかけて下さい。

③新採者や新しい臨時教職員はなおさら戸惑われることでしょう。困りごとがないかどうか、気を配ってください。

④京教済からの新採総当たりグッズ(マモルンクリーナークロスなど)、および市高からのプレゼントとしてのクレスコ4月号とあわせて、新任教職員にお渡しください。市高は昨年度、総合共済6%増を達成することができました。今年度も積極的に働きかけましょう。各種の給付があるので、できるだけ若いうちに加入していただく方がお得です。

⑤声をかける人を増やし、「組合に入りませんか」と気楽に声をかけていきましょう。オンライン懇親会や採用試験突破ゼミなどを開催し、未組合員の方と交流する場をつくりましょう。市高から年間1回で1万円の補助、京教組の「つどうとりくみ」補助、京教済「つどいあい促進費」などの補助もあります。事後の申請でもかまいません。

⑥京教済加入感謝企画について、アイデアがありましたら書記局へお知らせください。

第1回分会代表者会議

4月16日(土)10:00 書記局

①経過報告、②異動の確定状況、
③校長交渉などの交流、④ほか
オンライン参加の場合は、資料送付のため、メールアドレスをご連絡ください。

ミーティングID: 833 378 1430
パスワード: 1031

■ その他のとりくみ

- ①36 協定に関する職場代表の決定に積極的にかかわり、協定締結にとりくみましょう。事務職員の勤務に関する実態把握を行い、過度の残業命令や超過勤務手当の不払いなどの事例がありましたら、執行部へ報告をお願いします。
- ②高校組織懇談会の中央行動は5月12日(木)の予定。職場要求決議は5月9日(月)を目途にとりくんでいます。
- ③ウクライナカンパもよろしく。

■ 当面の日程

4月 5日(火)	ターミナル宣伝	18:00-	四条大橋
4月 7日(木)	ターミナル宣伝	18:00-	四条大橋
4月 8日(金)	全教全国代表者会議	13:30-	オンライン(執行部対応)
4月 9日(土)	市高選挙管理委員会	13:00-	書記局
	9の日宣伝	15:00-	三条京阪
4月10日(日)	府知事選挙投票日		
	全教教文・教財担当者会	10:00-	オンライン(執行部対応)
4月14日(木)	市高執行委員会	18:30-	書記局
4月16日(土)	市高分会代表者会議	10:00-	書記局
	京教組委員長書記長会議	10:30-	かもがわ(執行部対応)
4月17日(日)	近高連總會	14:00-	和歌山(執行部対応)
4月21日(木)	市労連・市教協の京都市人事委員会申し入れ		
		13:20-	市労連、16:20- 市教協
4月23日(土)	採用試験突破ゼミ	13:30-	教文センター
4月28日(木)	京教済理事会	18:00-	教育会館3階会議室(執行部対応)
4月29日(金・休)	執行委員会	10:00-	書記局
5月 1日(日)	メーデー		
5月28日(土)	に、分会代表者会議と市高新歓を予定しています。		

「春の職場要求書ひな形」の〈教職員の生活と権利に関わる課題〉は以下の項目です

- 1 査定評価制度の運用にあたっては、職場との意見交換を行い、教育委員会と市教協の「8項目の確認」に則るものとなるように、慎重に行ってください。
- 2 教職員の健康と安全を守る責任は、市教委と管理職にあることを前提に、適切な労働安全衛生体制を確立し、労働安全衛生の環境・条件の改善を進めてください。
- 3 超過勤務が軽減できるようにしてください。事務職員の勤務に関する「36協定」の締結にあたっては、内容・手続きともに、誠実に対応してください。
- 4 誰もが原則に則って休憩時間を取れるようにしてください。
- 5 週休日の振替や勤務時間の割振り変更が、実効ある形で行えるようにしてください。
- 6 ハラスメントのない職場になるようにしてください。
- 7 臨時的任用者に対して労働条件を明示の上、よりよい勤務ができるようにしてください。
- 8 2021年度末人事の残課題について、早急な対応をしてください。